

○練馬区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成16年10月15日

練保管発第356号

(設置)

第1条 練馬区における特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、練馬区が主宰者となり、練馬区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、つぎの事項について協議する。

- (1) 特定非営利活動法人等による福祉有償運送の実施に伴う道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の登録等に関すること。
- (2) その他福祉有償運送について必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体からの推薦者16名以内で構成され、区長が委嘱する。

- (1) 練馬区職員 4名以内
- (2) 一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）およびその組織する団体 3名以内
- (3) 福祉有償運送の利用者またはその家族、その他の練馬区民 3名以内
- (4) 東京運輸支局長の指名する職員 1名
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者（タクシー運転者）が組織する団体 2名以内
- (6) 福祉有償運送実施団体 2名以内
- (7) 公共交通に関する学識経験者 1名

2 特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録等に関する協議を行う場合、当該運送主体の代表者は協議会に参加することができるものとする。ただし、議事決定に関与することはできない。

3 協議会委員が所属する特定非営利活動法人等による道路運送法第79条の登録

等に関する協議を行う場合、当該委員は議事決定に関与できない。

(委員の任期)

第4条 協議会委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 協議会委員の互選により、協議会会長および副会長を置く。

2 会長は、協議会の議長を務める。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 協議に当たっては、関係者間の合意の形成をめざして、十分に議論を尽くすものとする。

4 協議会の議事は出席構成員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。

5 会長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 協議会での検討を補完するために、協議会の下に「幹事会」を設けることができる。

2 幹事会の委員は、会長が指名する。

(公開)

第8条 協議会は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成13年2月27日練企企発第245号）の定めるところにより非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の庶務は、福祉部管理課が行う。

2 事務局は、以下の連絡窓口において、福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するものとする。

<有償運送に係る相談・連絡窓口>

練馬区役所福祉部管理課地域福祉係

連絡先電話 03—3993—1111（代表）

FAX 03—5984—1214

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成16年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月19日18練福地第2021号）

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

付 則（平成24年7月10日24練福経第795号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

付 則（平成27年3月19日26練福経第2607号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日29練福管第33号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。